

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回子ども・子育て会議		
日 時	平成28年2月17日（水）午後2時	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第3会議室		
出席者	磯川委員長、佐藤副委員長、鷺見委員、菊地原委員、藤崎委員、前田委員、小倉委員、白岩委員、橋本委員、野坂委員 ※事務局…高橋健康子ども部長、天野子ども青少年課長、原田副主幹、徳江副主幹、青木副主幹、秋庭主査、大鷲主査、山田主任主事		
議 題	(1) 寒川町子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成28年度取り組み予定について (2) 県内における地域限定保育士制度に伴う条例改正について (3) 地域型保育施設の認定事務に伴う意見聴取について (4) 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について (5) その他		
決定事項	(1) 報告 (2) ～ (3) 了承 (4) 報告 (5) その他 今後の子育て支援事業の取り組みについて ・特定不妊治療費助成事業の拡充について ・子育て世代包括支援センターについて ・小児医療費助成事業の拡充について		
議 事	○傍聴希望者 1名を承認 1. 寒川町子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成28年度取り組み予定について 資料1に基づき説明（質疑） ●委員 利用者支援事業について、1点目として、保育所、幼稚		

園等となっていますが、ここに規定されている子どもというのは、どこまでの子どものことを言っているのですか。2点目、子育て情報の集約ですが、どの様な形で集約されていますか。3点目、教育委員会の中に教育研究室があり相談員がいますが連携はどのように行っていますか。4点目、相談158件は窓口に来た人と電話相談ということですが、相談まで至らない方達たちはどうしているのでしょうか。

放課後児童健全育成事業について、南小学校の学童クラブで、何故地域でクラスを分けることが必要なのでしょう。単純に定員が増えるだけで、学校は同じなので、地域ごとに分ける理由があるのでしょうか。

■ 事務局

対象は未就学児が中心となり、保育所を利用できない保護者の相談というのが多くの役割を占めています。子どもという考え方で言えば、小中学校も含めて相談を受けることができる体制にはなっていますが、教育委員会などに相談機能がありますので、そちらにシフトし連携をとる形となっています。高校生からの相談もあり、数としては少ないですが養護学校の子どもの相談などもあります。

子育て情報の集約は各事業を行っている事業所等の情報を集めて整理し、子育て通信を作成配布しています。インターネットを利用したサービスは、現在のところ実施していませんが、HPに子育て通信を掲載しています。施設の連携については、各施設の未就学児の連携ということで、乳幼児の施設連絡会を昨年6月に第一回、3月に第二回目を実施する予定です。その他には、夏休みに幼保連携の会議に出席させていただき、繋がりをどうしたら持てるかという話しをさせていただきました。

相談までに至らない方達は、こちらから出向いて相談を受けるとい事はしていませんが、子育て広場などでお会いして、普段窓口まで足を運べないという方の相談をさせていただいています。本当に困っているが窓口に来られない人の相談がこれからの課題になると思います。南小学校区学童クラブは、今年度定員70名の施設を建

設し、定員が30名と40名の2つのクラブを作りました。2つに分けた理由は、1つのクラブに対して40名程度で活動するのが望ましいという事で、それに沿った形となっています。地域分けについては、南小学校区で2つのクラブになったので、適当に分けるのではなく、地区ごとに分けて運営していきたいと考えました。

● 委員

地域分けに関しては、2つのクラブに子どもを分けなければならないという場合、学校のクラス分けの様には出来ないので、単純に2つに分けるためには、地域で分けるのが運営しやすいと考えて分けたので、この地域分けに意味があるわけではありません。

● 委員

45人という現状の中で、今年度は待機児童が発生した実態がありますが、この人数のクラス分けは見込みをもってやっているのでしょうか。

■ 事務局

前任期の委員によってニーズ調査を基に事業計画を策定しました。この中で利用者推計をしています。南小学校区については、待機児も出ていたので70名の学童クラブを整備する計画をつくりました。40人という定員については、町で「放課後児童健全育成事業の設備運営の基準を定める条例」を定めていて、一つの単位を概ね40人以下とすることとなっています。この条例基準に基づくと、70名で学童クラブを運営することは、この基準に抵触しますので、分けたという経緯があります。地域分けについては、地域で分けたことに意味はありませんが、1年単位で終わってしまうものならば、年齢で分けるなどの考えもありますが、複数年通うという中で申し込みの実情を見ながら地域で分けたということです。

● 委員

利用者支援事業について、窓口へ相談に来られない方は、子育て支援センターに子どもを遊びに連れてきた際にも対応していますので、窓口まで行く必要が無かったということもあったのかと思います。

● 委員

窓口相談に来られない方は、各施設での相談ということになりますので、徐々にネットワークを広げていただいて、そういう情報の集約をできるようにしていただきたいと思います。

学童クラブについては、70名定員で2つのクラスに分ける場合に、1クラスだけ定員オーバーした場合などどうするのか、もう少し考えた方がいいのではないかと感じました。基準に抵触するという部分もありますので、1年やってみて、また検討の必要があるのではないかと思います。

● 委員

利用者支援事業が実施され、これから町の子育て事情が変わっていくのではないかと期待していましたが、1年で委託に変更するということは、行政として直接関わっていないということでしょうか。

町の子育て支援として、何が問題で、どの様な配慮をして、どの様に地域との関連性を持っていかなければいけないかということを早急に把握しないと町だけが取り残されていく可能性があると思います。子育てを真剣に考えなければならない状況の中で、町の何が問題か、これから必要なことは何なのかを1年間事業を実施してみて気づいたことを教えてください。

■ 事務局

利用者支援事業というのは、制度ができて1年目で、ガイドラインもなかなか具体的なものが示されなかったという状況の中、模索しながら事業を進めてきました。その中で、待っているだけでは相談者も来ないということで、子育て通信を発行するとか、こちらから各種事業に訪問して悩みや相談を聞き出すという手法を取り入れていこうと夏ごろから事業の見直しを行ったところです。この事業は、町だけでなく、国も含めた他の自治体も確立していない部分がありますので、各市町村で取り組み方も様々となっています。今後も引き続きどのように事業を展開していくかを検討しなければなりません。基本的には希望するニーズに対して適切な事業、施設をコー

ディネートすることが主な業務で、町では2名体制で進めてきました。施設の方や利用者の方と話しをしていると施設等に対するニーズだけでなく、育児や発達などの相談も多くあります。町が利用者支援事業に関わっていないということではなく、子育て支援センターの中にこの機能を持たせ、子育てコーディネーターを2名配置し、そしてニーズが多くなっている相談業務の相談員を増員していくことを考えています。課題となっているのは、町では過去より虐待による重篤な事故・事件は今のところ発生していませんが、支援していかなければいけない家庭は多くなってきています。その体制作りをしっかりと構築していくためにも、要保護協議会に力を入れ、個別のケース会議も多く開催していく必要があります。学校とのケース会議も増えてきている状況があり、利用者支援事業は、委託に切り替えますが、同じ事業を引き続き実施していくと共に、増加傾向にある相談業務とのすみ分けをさせていただきました。

● 委員

利用者支援事業の対象は、未就学児までなのか、小中学校まで入るのかどのように考えていますか。

■ 事務局

利用者支援事業が、サービスを求める人に対して最適な施設情報等を提供するという事業で、基本的には小学校就学前までが対象です。それ以降は、教育相談などの様々なサービスが町にありますので、専門の機関に振り分けていくことも利用者支援事業の役割だと思っています。

● 委員

入学する少し前から対応しなければならない入学予定者を、町の教育委員会の研究室に繋いでもらうというケースがあって、学校にとっては安心しました。例えば不登校の子どもがいる場合、一人ではなく兄弟全部が不登校ということがあります。保護者から食事も与えられていない虐待が疑われるケースなどは児童相談所に繋がりますが、学校に一切連絡がないとか電話をしてもつながらないという保護者で食事は与えているが、学校には行かせ

ていないなどグレーゾーンの家庭を救っていくような組織づくりをうまくされるといいと思います。

■ 事務局

こちらから出向いていくことも重要だと思っています。虐待を疑われるグレーなケース等は町がしっかりと見守っていかなければいけません。強い暴力などがあれば児童相談所の協力などもいただきながら連携していく必要があります。また、保健師が中心となって実施している乳児家庭全戸訪問の際に、更に支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業という事業も開始していて、こちらから定期的に訪問する事業となっています。この事業は、計画の中にも位置づけさせていただきました。今年度は2世帯が養育支援訪問の対象となっています。気になる家庭については、ケース会議を随時開催していて、町だけでは足りない場合は、児童相談所の担当の方や地域の方々にも入っていただき、対応させていただいています。

● 委員

担当の方が一生懸命やっただいていてるのはわかっています。みんなが繋がって町の子供たちが守られる組織づくりをしていただきたいというのが願いです。1, 2年で出来ることではありませんが、担当職員には実際に子育て支援事業を実施してみて、こういう所に問題があるので町はこうしなければということを声を大にして上げて欲しいと思います。私たちも町民として声は上げますが、主体となるのは行政なので、しっかりとリーダーシップを取ってくれたら周りが動きやすい組織ができてくると思います。見る目を一つの子育て支援とした時に、町の子どもたちの面倒を見ていきますという大きな柱がなく、それぞれの担当部署の連携ができていないので統一性がないのだと思います。

■ 事務局

よく言われていることは、結婚から子育てまで切れ目のない支援をしていかないといけないという事で、現状で町ができているかと言われれば、まだまだこれからという所もあると思います。町では、今年度中に少子化対策

事業を含めた、「まち・ひと・しごと総合戦略」という計画づくりを進めています。その計画の中でもっとしっかりとした体制作りができないかと考えています。新たに国が創設した、母子保健版の利用者支援事業などをこの計画に含めていくことにより、子育て支援と母子保健とが更に強い連携ができる可能性もあります。子育て世代包括支援センターを実施している自治体も既にありますので、その事業実施も併せて目指して行きたいと思っています。子育て支援と母子保健は切れないところがあって、組織的なことも含めて考えていかなければなりません。子育て支援相談員も非常勤職員という雇用形態で配置していますが、子ども青少年課の非常勤職員でありながら、健康・スポーツ課の業務も兼務しているという状況がありますので、体制づくりも含めて来年度以降、検討を進めていきます。

● 委員

行政の繋がり、縦割りで、横の繋がりが無いのが一番の問題点だと思います。横が繋がらない以上事業の進歩は見られないので、横の繋がりができるのであれば、もっと具体的に進めていくことができると思います。ただ繋がるだけであれば残念なので、是非みなさんが納得するような形を目指していただきたいと思います。

■ 事務局

例えば、子育て世代包括支援センターを立ち上げるだけでは意味がないので、立ち上げたからにはいろいろなサービスができるよう、産後ケアなども含めて事業の実施を考えていきたいと思っています。

2. 県内における地域限定保育士制度に伴う条例改正について

資料2に基づき説明

● 委員

これからは免許がないと学童クラブで保育ができないということですか。

■ 事務局

今までもそうですが、小学校の教員資格、中学校の教員資格はありますが、更にこれから義務教育学校という新

たな資格ができるので、それに対応するために改正を行いました。

● 委員

学童クラブの支援員は、小学校の先生はできるが中学校の先生はできないのですか。

■ 事務局

できます。小学校の教員になる資格を有する者と中学校の教員になる資格を有する者というのが現在の条例に入っています。そこへ更に義務教育学校の教員になる資格を有する者も追加するということです。

● 委員

幼稚園の関係と同じです。保育園、幼稚園は別々にありますが、それが合同になって将来的に認定こども園という一つの免許で両方できる様になるということと同じだと思います。

■ 事務局

その義務教育バージョンです。

● 委員

学童クラブは代表の支援員が資格を持っていれば、他は補助員でいいのですか。

■ 事務局

はい。

● 委員

代表者が資格を持っていなければいけない。例えば車の修理工場の様に代表者が資格を持っていればみんな修理ができる。代表者の印をもらえばよいという事ではないのですか。

■ 事務局

実際に児童を見る支援員の中に最低1人資格を持っている人がいなければならないということです。あとは補助員でも子どもを見ることはできます。

3. 地域型保育施設の認可事務に伴う意見聴取について

● 委員

地域型保育施設の認可に伴う基準は町にあるのでしょうか。

■ 事務局

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」があります。

● 委員

細かい基準がないと認可できないと思いますが、保育園と同じような基準になっているのでしょうか。

■ 事務局

町には「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」がありますが、この中で認可保育所と同等の職員の配置や施設のことが定められていて、認可保育所の小規模版の施設に対する認可基準がこの条例に定められています。申請があったときはこの条例に基づいて適合するかを確認し、更に子育て支援に関わる皆様の意見を伺ったうえで、認可するのかどうかを町が決定するということです。まだ申請は出ていませんが認可申請があった場合には皆様からのご意見を伺いたいと思います。

● 委員

いくら認可申請があったからといって、必要のない施設を認可する必要はないと思います。

■ 事務局

計画で数の見込みを立てているのでそれを超えて整備するとなった場合には皆様にお諮りしないといけないと考えています。

● 委員

全部基準が揃っていても簡単には認可できないということですね。

■ 事務局

はい。

4. 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について

資料3に基づき説明

● 委員

放課後子ども総合プラン推進事業のところで、全ての就学児童というのは全てをいっているのか。障害を持った子どもも含めるということですか。

■事務局

はい。

●委員

学童クラブにその時々で入りたいとか、臨時的にお願いしたいなどについて委員会での話し合いはあるのでしょうか。今は年間を通じて通える人しか入所できない、途中でやめると1年分の料金を支払わなければならないなどの問題があると思いますが、そういう事は運営委員会で検討されているのでしょうか。

■事務局

総合プランの運営委員会は学童クラブをどのように運営していくかという主旨ではありません。ふれあい塾との連携をどのように展開していくかを検討する会議ですので、学童クラブの運営についての課題をここで話すということはありません。

●委員

学童クラブの現状などがでていますが、学童クラブについては議論しないのですか。

■事務局

学童クラブの現状・課題というのは、運営に関することではなくて、子どもたちが主役なので、1日子供たちがどう過ごしていくのか、ふれあい塾がどういう活動しているのか、そのあたりの現状と課題を話しています。

●委員

運営の話は違うところでやっているのですか。

■事務局

学童クラブの会費などを話し合うものではありません。学童クラブに入所できる子どもがどういう子どもかというのは資料で説明させてもらっています。

●委員

そこで会費とかの話しもでると思いますが、そこでは話さないということですか。

■事務局

学童クラブが有料で、ふれあい塾が無料という現状は話させていただいていますが、それを支払い続けなければいけないとかの話はできません。

● 委員

今までのふれあい塾と学童クラブを一緒にするかどうかというその辺の議論は関係ないのでしょうか。

■ 事務局

学童クラブの対象児童の拡大により、施設的にそれだけの場所の確保ができない現状があります。現実親がフルタイムで働いていて、そういう場を必要としている子どもが多いのか、また、短時間で働いていて、ふれあい塾に通えば学童クラブに入所するまでは必要がない子どももいると思われます。子どもたちの放課後の過ごし方に対する選択肢を増やす検討をしてくださいというのが総合プランです。

● 委員

ふれあい塾に学童クラブの子ども達も参加していいとあるので、少ししか預からなくていい人はふれあい塾に入ればいいということですか。

■ 事務局

横浜市などもやっていますが、学童クラブに入所させるほどではない家庭については、ふれあい塾を提供するという形を取っています。

● 委員

町も一緒に活動する事があったとしても、学童クラブとふれあい塾は別物として考えているのですか。学童クラブがふれあい塾を含むなど一緒にするのではなく、安全が図られる場所を今までどおりに提供していくということですか。

■ 事務局

ふれあい塾は、今までと同じように提供していきます。

● 委員

学童クラブの立場から、放課後子ども総合プランの運営委員会にも参加していますが、学童クラブが必要な保護者というのは子どもを見られないから預けています。今のふれあい塾は夏休みとかは実施していません。学校のある月・水・金の夕方体育館などで遊ばせていて、学童クラブの子どもに関わるようなふれあい塾を実施するのであれば、拡充しないといけません。町の直営事業とし

てどのくらいの規模までできるのかがわからないと、運営委員会の中で話しをしても難しいと思います。中心は子どもということで、もう少し歩み寄れることはあると思います。各学校でふれあい塾をやっていて、その時間に学童クラブが遊びに行くというルートはあるのですが、現実的にふれあい塾に行っても30分くらいで帰らなくてはいけない時間となってしまいます。有りか無しではなく、その辺りをどうしていくかを考える必要があります。学童クラブにも問題点はたくさんあり、学童保育会の方でもやらなければなりません。

●委員

学童クラブの子どもがふれあい塾に参加するのは、学童クラブという組織で行っているのか、個人で行っているのでしょうか。

●委員

学童クラブの全員で支援員がついて行きます。ふれあい塾も大勢で支援員なしで行くと大変ですから、支援員がついて来てくださいということになっています。学童クラブを休んでいる子どもは自由に参加しています。

●委員

まだふれあい塾も完全に軌道にはのっていないということですね。

●委員

なぜふれあい塾が必要あるかということでは、学童クラブに行っていない子に取っては良い環境で、ふれあい塾自体はすごく良い取り組みだと思います。

●委員

ふれあい塾は学校の先生が見ているのですか。

●委員

ふれあい塾のボランティアが中心となって見えています。

●委員

ふれあい塾自体はいいのですが、学童クラブとの連携となると役割が違うので今の状態では難しく、それをどうしていくかということを運営委員会で議論しています。

●委員

全然別物とはなっていないのですね。連携していくとい

うのを前提に話し合っているのですか。

■事務局

総合プランは一体化に向けた検討で、小学校に通っている全ての子どもが対象となっています。ふれあい塾で何かプログラムをやるときに学童クラブの子どもも参加できる状況を作るということです。そのためにどういうプログラムがいいのか、課題を抽出・解決し、新しいプログラムを展開できるかを検討しています。

●委員

なぜ学童クラブの支援員はふれあい塾に同行しなければならないのですか。

●委員

学童クラブは、支援員の見える範囲で安全を確保しないといけませんから、学童クラブ全員がふれあい塾に合流するという形となっています。

●委員

ふれあい塾は年間どのくらい開催していますか。

■事務局

学校給食のある日の月・水・金で開催していますので、年間100日程度です。

●委員

ふれあい塾も町の事業ですか。

■事務局

はい。ボランティアと町の臨時職員を配置しています。

●委員

ふれあい塾と学童クラブ、放課後児童健全育成事業の星の子クラブ、おひさまクラブとありますが、話しとしてはこの3本立てですか。

■事務局

児童福祉法で放課後児童健全育成事業と言っていますが、これは学童クラブのことです。ふれあい塾は放課後子ども教室ということで、町では学童クラブとふれあい塾の2つで事業を展開しています。

●委員

組織の話しなどがされていますが、実際は学童クラブに集まった子ども達をどう育成していくかが重要になって

	くるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。 ●委員 たしかにそうだと思います。子育て支援を考えるという事ですから、学童クラブがあったり、ふれあい塾があったりそれらを総合的に支援する町のシステムをどうしたらいいかということで、それぞれの中の部分までは我々はなかなか踏み込めないかなと思います。 ●委員 基本的に子ども・子育て会議の目的というのは、子ども・子育て支援事業の計画策定や目標指標の管理、子育て支援に関する施策の総合かつ計画的推進管理などの審議を行う組織となっています。最終的には、総合的な計画を参考に施策や計画を審議していくということです。 5. その他 6. 閉 会	
資 料	○ 会議次第 ○ 資料 1、2、2－1、2－2、3	
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	磯 川 浩 佐 藤 さなえ	(平成28年3月28日確定)